答 申

第1 審査会の結論

福島県知事(以下「実施機関」という。)が、平成27年4月30日付け27知第168号で行った「平成27年度第1回政策監会議(平成27年4月14日開催)の議題(2)「危機管理に関する対応について」に係る資料「試験運用中の福島県設置リアルタイム線量測定システムの不具合に係る対応」」を一部開示とした決定について、当審査会は次のように判断する。

- 1 「1 経過」を一部開示とした実施機関の判断は、妥当である。
- 2 「2 問題・課題」の一部を不開示とした実施機関の判断は妥当ではなく、開示すべきである。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は平成27年4月23日付けで、福島県情報公開条例(平成12年福島県条例 第5号。以下「条例」という。)第5条の規定により、実施機関に対して「4月に開催した政策監会議で配布された資料および、議事録等資料一切」という内容の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
- 2 これに対して実施機関は、平成27年4月30日付けで本件開示請求に対応する公文書として「4月に開催した政策監会議で配布された資料および、議事録等資料一切(別紙記載の一部開示文書を除く)」を特定し、開示決定をするとともに、当該開示決定通知書別紙記載の『平成27年度第1回政策監会議(平成27年4月14日開催)の議題(2)「危機管理に関する対応について」に係る資料「試験運用中の福島県設置リアルタイム線量測定システムの不具合に係る対応」』(以下「対象公文書」という。)外3件について、対象公文書の「1 経過」の一部及び「2 問題・課題」の一部については「未成熟で不確定な情報であり、公にすることにより県民等の間に不当に混乱を生じさせるおそれがあるため。」との理由により、外3件の公文書については「国、県及び市町村内部の検討段階の不確定な情報」についてそれぞれ、「公にすることにより、県民等の間に不当に混乱を生じさせるおそれがあるため。」との理由により、いずれも条例第7条第5号を適用し、同日付けで当該部分を不開示にする一部開示決定を行い、異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、平成27年4月30日付け一部開示決定のうち対象公文書に係る一部開示決定(以下「本件処分」という。)を不服として、平成27年5月12日付けで実施機関に対して「情報公開に関する不服申立書」を提出し、実施機関は平成27年5月13日に収受した。
- 4 実施機関は、平成27年5月19日付け福島県指令知第234号により異議申立人に対して補正を命じ、異議申立人は、平成27年5月25日付けで当該命令に従って修正された補正書を提出した。
- 5 実施機関は、平成27年6月3日付け27知第302号により当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、対象公文書の開示を求めるというものである。

- 2 異議申立ての理由
 - 異議申立ての理由は、異議申立書、意見書の内容を総合すると次のとおりである。
 - (1) 福島県は、不開示決定部分について「未成熟な情報である」旨を理由としているが、①政策監会議において各部局長と情報を共有し、その際に不開示部分について「結論が変わる可能性がある」との説明はしていない ②文脈から判断して、公表されても「県民に混乱や誤解を与える」可能性は低いと思われる。(異議申立書)
 - (2) 「組織としての見解では全くない」としているが、開示されている公文書の内容 すべてが、「組織の見解」なるものに該当しているわけではなく、これを(一部) 不開示の論拠とするのはそもそも不適当である。(意見書)
 - (3) 当該文書が「未成熟」「不確実」というのであれば、公文書として保存する以上、 それを修正、補足した公文書を内部検証文書として作成すべきである。県庁幹部間 で共有された事実経過について修正、補足をしておらず、さらにそれを前提として 重要な方針が決定されている事実が、果たして未成熟で不確実な情報と言えるのか はなはだ疑問である。さらに、この2行分が開示されることによる「誤解による県 民の間に生じる混乱」とは何なのかも全く判然としない。(意見書)
 - (4) 県による「事後検証」が重要な危機管理基本方針決定に反映されていることを鑑みても、この非開示部分が「県民に混乱を生じさせるような不確定で未成熟、事実関係が明らかでない」事実だと推認することはできない。(意見書)
 - (5) 不開示部分は、危機管理部対応における問題の本質について記載された部分であり、公開されることで不都合、不利益が生じるのは県民ではなく危機管理部のみと思われる。その危機管理部自身が不開示を決めたことは、情報公開条例で不開示とできる規定を濫用している可能性もあり、第三者の観点から開示を促していただきたい。(異議申立書)
 - (6) 何が一連の不手際の本質だったかは、県だけが判断すべきものではない。個人情報や明確な誤認などを除いた「1次情報」も含めて県民に広く公開し、県民自身にも県の政策決定、対応が適切だったのかを検証する権利があることを全く考慮していない主張である。(意見書)
 - (7) 県側が主張している「誤った、不確実な、事実関係が明らかではない」というのは、情報公開条例に付随している、県内部の取り決めである「解釈・運用基準」などを参考、引用しているものとみられるが、ただの内規である解釈・運用基準と議会の議決を得た条例をない交ぜにして不開示の理由としているのは、そもそも不当である。(意見書)

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件処分に係る対象公文書を一部開示とした理由は、公文書一部開示決定理由説明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

1 対象公文書について

- (1) 対象公文書は、平成27年度第1回政策監会議(平成27年4月14日開催)の議題 (2) 「危機管理に関する対応について」に係る資料「試験運用中の福島県設置リ アルタイム線量測定システムの不具合に係る対応」である。
- (2) 対象公文書は、平成27年4月に危機管理部が発足したことを機に、庁内での危機管理に関する対応を周知するために作成した資料の一部で、平成27年4月から試験運用を開始したリアルタイム線量測定システムに不具合が生じた関係で、その対応の途中であったが、「県道への土砂流出への対応」を含めて情報提供の遅れが指摘を受けたことを踏まえ、対応の不手際など、庁内において危機管理に関する情報提供の対応等をいち早く説明、共有することが極めて重要であると判断し、取り急ぎ作成したものであり、組織的に分析・評価した明確な事実・見解と異なり、内部で報告もしていなかった職員個人段階の、事実関係が明らかでない未成熟で不確定な情報が含まれた内容となっていたものである。

2 条例第7条第5号の該当性について

- (1) 不開示とした部分は、「1 経過」文中の一部及び「2 問題・課題」文中の一部の2か所である。
 - ア 「1 経過」文中の不開示情報は、「即対応が必要と考えず、内部で報告もしていなかった」理由であり、不開示部分を開示した場合、モニタリングポストの数値の異常が放射線データへの信用性を大きく失わせかねず、県民の間に不当な混乱を生じさせるおそれがある。
 - イ 「2 問題・課題」文中の不開示情報は、「原子力規制委員会が異常値についての発表を行った事実を確認したが、公表が遅れた」理由であり、不開示部分を開示した場合、県民の間に不当な混乱を生じさせるおそれがある。
- (2) 前記ア及びイのいずれも、県の機関内部における検討又は協議に関する情報であり、不開示部分を開示する事により「未成熟な情報が確定した情報と誤解され、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがある」ことから、福島県情報公開条例第7条第5号に該当する。

第5 審査会の判断

1 公文書の特定について

公文書開示請求書に記載されている内容から、実施機関は第2の2のとおり本件開示請求の対象公文書を特定しており、このことについて異議申立人と実施機関との間に争いはないため、実施機関が行った公文書の特定に誤りはないものとして、以下条例第7条第5号の該当性等について検討する。

- 2 条例第7条第5号について
 - (1) 条例第7条第5号の趣旨について

本号は、県の機関又は国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報の不開示情報としての要件を定めたものである。

行政における意思決定は、審議、検討又は協議を積み重ねた上でなされるものであり、その間の内部情報のうち、その途中で公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により行政内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがある情報、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報等を不開示とするものである。

なお、本号中の「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照ら し、検討段階の情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量し、公にするこ との公益性を考慮してもなお、その支障が看過しえない程度のものである場合をい う。

(2) 条例第7条第5号の該当性について

当審査会において対象公文書を実際に見分したところ、平成27年4月14日に 開催された平成27年度第1回政策監会議で配付された資料で、4月から試験運用 を開始した福島県設置リアルタイム線量測定システムの不具合に係る経過、問題・ 課題及び今後の対応について記載した文書であることを確認した。

また、対象公文書の作成に係る一連の経緯について、関係課室への聞き取りを行い、

- ① 第1回政策監会議前日の4月13日に行われた知事の定例記者会見での危機 管理に関する発言を受け、第1回政策監会議で配付するために急遽作成された こと。
- ② 作成に際しては、4月8日に開催された危機管理部危機管理総室内関係課室 事務打合せ資料「試験運用中の福島県設置リアルタイム線量測定システムの不 具合に係る対応の経過」(異議申立人が意見書に添付した別紙)をベースとし たこと。
- ③ 前記打合せ資料は、総室内関係課室事務打合せのため、4月4日~7日にかけての危機管理部内における不具合への対応経過を担当者がとりまとめて作成したこと。

の3点を確認した。

次に、不開示とした部分について個々に判断する。

- 「1 経過」で不開示とした部分には、複数箇所のモニタリングポストで数値の 異常が発生していることを確認したが即時の対応が必要と考えず内部で報告もしな かった理由が記載されていた。その内容は、公にすることにより、測定機器に表示 されている放射線データの取扱いへの信頼性を大きく失わせかねず、県民の間に不 当な混乱を生じさせるおそれがあるとの実施機関の主張は肯定できるものであり、 条例第7条第5号に該当すると認められる。
- 「2 問題・課題」で不開示とした部分には、原子力規制委員会が異常値についての発表を行った事実を確認したが公表が遅れた理由が記載されていた。その内容

は、県の機関内部における検討又は協議に関する情報であるが、実施機関が主張するような不開示部分を開示する事により未成熟な情報が確定した情報と誤解され、 不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるとまでは認められず、条例第7 条第5号には該当しない。

3 その他

異議申立人のその他の主張も、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 6月 3日	• 諮問書受付
平成27年 6月 5日	・ 実施機関に一部開示決定理由説明書の提出を要求
平成27年 6月30日	・実施機関から一部開示決定理由説明書の提出
平成27年 7月 1日	・異議申立人に一部開示決定理由説明書を送付・異議申立人に一部開示決定理由説明書に対する意見書の 提出を要求
平成27年 7月27日	・異議申立人から意見書の提出
平成28年11月18日 (第249回審査会)	・異議申立ての経過説明・実施機関から一部開示決定理由に対する意見を聴取・審議
平成28年12月16日 (第250回審査会)	• 審議
平成29年 1月27日 (第251回審査会)	• 審議
平成29年 2月20日 (第252回審査会)	• 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿(平成29年3月7日現在)

(五十音順)

氏 名	現 聯 等	備考
五十嵐まりい	国際交流団体 代表	
垣見 隆禎	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
丹野 豊子	行政書士会 会長	
千葉 和彦	弁護士	会長職務代理者